

「2025年旅券」の発給開始、戸籍謄本の新たな提出方法等について

令和7年3月21日
在シンガポール日本国大使館

1 ポイント

- (1) 2025年3月24日(月)の申請受理分から、旅券(パスポート)の偽変造対策を強化するため、顔写真のページにプラスチック基材を用いた、「2025年旅券」の発給を開始します。現行シリーズの旅券発給(申請から6開館日程度での交付)は、3月23日(日)午後6時までのオンライン申請の受理分をもって終了します。
- (2) これに関連して、システムメンテナンスが行われるため、3月22日(土)午後9時から翌23日(日)午前4時頃まで、オンラインで申請した旅券の手数料納付に用いる、クレジットカード情報のオンライン登録が一時的にできなくなります。また、3月23日(日)午後6時から翌24日(月)午前5時まで、旅券のオンライン申請及びオンライン在留届の提出等が一時的にできなくなるため、ご注意ください。
- (3) 2025年旅券は、日本国内で作成され、当館に配送される都合上、申請から交付まで通常1か月程度を要し、日本のゴールデンウィーク、お盆休み、年末年始等の連休期間に当たるときは、更に時間を要することが見込まれますので、お早めの申請をお願いします。オンラインで旅券を申請した場合は、交付可能日が確定次第、当館からメールでお知らせします。

2 旅券手数料の変更

3月24日(月)及び4月1日(火)において、旅券手数料が以下のサイトのとおりそれぞれ変更され、現金納付については、申請方法(窓口/オンライン)に応じた手数料が設定されます。なお、適用される手数料は、申請日が基準となりますので、ご注意ください。

<https://www.sg.emb-japan.go.jp/files/100814522.pdf>

上記リンク先の表にもありますとおり、旅券手数料は、3月24日(月)と4月1日(火)のタイミングで、短期間に2度変更となります。特に、現金納付(シンガポールドル)による手数料は、4月1日以降、3月23日以前と比較して1割程度の減額となりますので、ご注意ください。

3 戸籍謄本の新たな提出方法

- (1) 旅券の新規申請等を行う際には、従来から戸籍謄本の提出が必要ですが、3月24日(月)以降は、マイナポータルでの取得(無料)又は日本国内の市区町村窓口での取得(有料)が可能な戸籍電子証明書提供用識別符号(以下「識別符号」といいます。)を旅券のオンライン申請時に入力いただく、または、窓口申請時に持参いただくことで、当館にて戸籍情報を確認できる

ため、戸籍謄本の紙原本の提出が不要となります。ただし、識別符号の有効期間は発行から3か月であり、また、当館への旅券申請を行う時点で、申請の翌開館日から起算して5開館日以上、識別符号の残存有効期間が必要ですので、ご協力をお願いします。

- (2) 識別符号は、旅券申請者本人がマイナンバーカードをお持ちでなくとも、同一戸籍の配偶者・父母・子等の方がマイナポータル又は市区町村窓口（本籍地・お住まいの自治体等）にて取得いただき、その符号を構成する16ケタの英数字をメール等にて旅券申請者に連絡し、これを旅券のオンライン申請時にご利用いただくことも可能です。
- (3) マイナポータルでの識別符号の取得方法については、以下のサイトをご確認ください。
<https://img.myna.go.jp/manual/03-10/0236.html>（3月24日公開予定）
- (4) 市区町村窓口にて識別符号を取得する場合、必要書類等に関して、取得を希望する自治体のホームページ等にてあらかじめ確認をお願いします。
- (5) 識別符号は、有効期間内であれば、同一戸籍内の方で何回でも使用することができるため、ご家族でまとめて旅券の新規申請等を行う場合は、代表の方が1通を取得いただければ差し支えありません。
- (6) なお、旅券の切替申請や残存有効期間同一旅券の申請の場合は、氏名や本籍地（都道府県）等の記載事項に変更がない限り、原則として、戸籍謄本の紙原本や識別符号の提出は不要です。

4 その他、ご留意いただきたい事項

- (1) 旅券申請時に提出いただく顔写真の背景色については、旅券への印刷品質向上の観点から、白色をおすすめします。ただし、従来通り、薄い青等の背景色による顔写真でも差し支えありません。詳細については、以下のサイトをご確認ください。
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100171389.pdf>
- (2) 旅券の切替申請中であっても、お手元にある現に有効な旅券(旧旅券)は、そのままご利用いただけます。新たな旅券を受け取る際に、旧旅券の失効処理が行われますので、これ以降は、旧旅券が使用不可となります。
- (3) 2025年旅券の導入以降においても、引き続き、現行シリーズの旅券（顔写真のページが紙基材）は、旅券の有効期限までご利用いただけますが、多くの国では、入国時に6か月以上の残存有効期間を求めていますので、旅券の有効期限をこの機会にご確認ください。旅券の残存有効期間が1年未満又は査証欄の余白が見開き3ページ以下となりましたら、切替申請が可能になりますので、上述のとおり、旅券の申請から交付までに1か月程度かかることを踏まえ、速やかな申請をお願いします。
- (4) 日本国内のご家族においても、具体的な渡航予定がなくても、急遽渡航する必要が生じた場合に備え、あらかじめ旅券を取得しておくよう助言をお願いします。